

## ネパールの国立公園と住民の生活権 : 漁撈コミュニティの社会運動

著者	南 真木人
図書名	水と生活. 秋道智彌・小松和彦・中村康夫編. (人と水, 2)
開始ページ	210
終了ページ	242
出版年月日	2010-02-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/00009276">http://hdl.handle.net/10502/00009276</a>

第七章 ネパールの国立公園と住民の生活権

——漁撈コミュニティの社会運動——

南真木人

## はじめに

ネパールのチトワン国立公園は、国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に指定する、ベンガルトラ、インドサイ、インドガビアル（ワニ）などの野生動物が生息する貴重な自然環境として、一九八四年にユネスコの世界遺産（自然遺産）に登録され、世界的に著名となった。ここを訪れる外国人観光客の数は一九七四年では一〇〇〇人以下だったが、一九九九年には十一万七〇〇〇人に達し、ネパール人観光客や学生の訪問も三万人に上るなど観光地としての人気が定着してきた。だが、他方でチトワン国立公園内には、国立公園制定後三十六年を経た現在もなおパダムプル村の一七〇四世帯、一万一二〇八人のように、立ち退きと国立公園外での再定住を要請されている住民がいることは、国立公園をめぐる野生生物の保護と地元住民の生活権擁護の問題を考えるうえで避けて通れない象徴的な事実である。

真実（二〇〇一）がインドの環境問題を例に議論したように、開発途上国においては野生生物を保護するための保護区制定によって、地元の住民の生活権が脅かされる事例が少なくない。人びとは、放牧、薪採集、林産物の採集、漁撈などの日々の活動において森林や河川などから得られる資源に強く依存し

ているため、そのアクセス権や資源利用の権利が奪われると生活が成り立たなくなるのである。とくに、地元住民のなかでも周縁的な立場におかれている人びとは、権利の制限に抵抗する手段が少なく、生活の糧を奪われることが生活の危機に直結しやすい。

チトワン国立公園の西端に位置するナワルパラシ郡においては、主に漁撈によって生計をたてる、マジ人 (Maji)、ムサハル・カースト (Musahar)、ボテ人 (Bote) (以下、それぞれマジ、ムサハル、ボテ) というコミュニティがこのような周縁的な立場におかれている人びとといえるが、彼／彼女らは NGO、地元の有力者、政党などの支援を受けつつ主体的な抵抗運動を展開し、ついに保護区内における漁業権を勝ち取った。さらに、洪水の危険にさらされた不法占拠の河岸集落に代わる安全な再定住地を獲得し、子弟の教育費の無償化を実現させるなど運動は大きな成功を収めている。

本稿では、チトワン国立公園を舞台にした漁撈コミュニティの抵抗運動を広義の人と水をめぐるコンフリクトとその調停の事例として紹介し、保護区と住民の生活権との相克をめぐり、国家、先住の人びと、NGO、政党などさまざまなアクターの役割や関係について考える。次節ではまず、マジ、ムサハル、ボテというコミュニティがどのような意味で周縁的なのかを見る。ついで、チトワン国立公園の歴史をたどり、自然保護をめぐる政策の変遷を確認した上で、漁撈コミュニティの抵抗運動の過程を紹介する。最後に、漁業権および再定住地獲得の背景と意義、運動の拡がりについて議論する。

## 漁撈コミュニティ

### 渡し場と近代国家の成立

ネパールの川は標高約五〇〇〇メートルのヒマラヤ山麓を源流として、南北にわずかに二〇〇〜三〇〇キロメートルのあいだに、標高一〇〇メートル以下の内（インナー）タライおよびタライ（南部低地帯）へと一気に下る。しかも、亜熱帯モンスーン気候のため、雨季と乾季の水量や水流の差は極めて大きい。このような急流で、変化に富む川を知り尽くし利用する人びとが、「川よりも一日年長」といわれるマジという民族だ。彼／彼女は河川の中下流域の河岸に暮らし、川沿いに数キロメートルごとに設けられた渡し場（ガート）で丸木舟を用いた渡しに従事したり、漁撈や砂金採りをしたりして生計をたてる。マジが渡し場を運営してきた歴史は、文書から少なくとも十八世紀中頃までさかのぼる。

西部ネパールのゴルカで興ったゴルカ王朝（二〇〇八年まで君臨した国王の始祖）は、一七六八年にカトマンズを征服し、その後ネパール全土を統一した。さらに、ゴルカ王朝は東に攻め入ってインドの現シッキム州の西半分を占領し（一七七四年）、西方でもインドの現ウッタラーカンド州まで領土を拡大し

て（一八〇六年）、一時シーク勢力と対峙した。だが、一八一六年、東インド会社との戦争で劣勢になったネパールは、それらの領土を放棄せざるを得なくなり、現在の版図に収束した。

こうした国家統一と領土拡張の侵攻において、為政者は山地に東西を結ぶ街道を開拓し、その渡河点に渡し場を配置して交通路を掌握した。渡しに従事するマジには、特別に非課税の土地（キパット）を持つことを認め、任用期に限った俸給地（ジャーギール）を給付するなどして優遇し、その代わり彼らには軍隊や軍事物資・公文書（後に郵便制度）の渡し、通行税の徴収、渡し場の守護などの義務を負わせた（南、二〇〇八a）。つまり、近代国家ネパールの成立の過程でマジは各地の渡し場に配置され、交通、輸送、通信に大きな役割を果たしてきたのである。なかでも軍事への貢献が大きかったことは、以下に引用するレグミの研究から明らかになる。

一八五五年において、カリガンダキ川から西にクマオン（二七九一〜一八二五年までゴルカ王朝領、現インド）までの西部山地には、渡し場の数や位置が不明のベリ川、カルナリ川、マハカリ川を除いても、少なくとも三十二の渡し場があった。たいていの大きな河川の渡し場近くにはマジの集落があり、ミジャーールと呼ばれる各集落の首長は徒河の施設を管理し、その主要な義務は軍隊や軍の装備を遅滞なく川向うに渡すことだった。一八〇四年以降、交通量の増加に伴い、西ネパールの多くのマジが西部前線に送られた。さらにマジは、七世帯に一人の割合で軍事物資輸送の隊にも徴用された。地元の役人は、

急を要する人員の確保のためマジと人夫をジャラ（臨時の労役に対する賃金雇い）によってかき集め、委託された軍事物資の輸送部隊を編成した。一八〇六年一月に、カトマンズから西部前線へ一回で送られた軍事物資は、大砲の玉五〇〇、弾丸二万四〇〇〇、発火石四〇〇〇〇ならびに大量の鋼鉄と火薬であり、その規模が想像できる (Regmi, 1999, 22-31)。

ふつうマジ・コミュニティに属する渡し守には、サービスの代償としてジャーギールの土地が与えられた。ただし、村を離れて別の渡し場でサービスを行う場合は、ジャラ制が採用された (Regmi, 1972, 107)。

キパットとは本来、特定の民族集団の成員のみがその土地の所有を許される共有の形態で、他の集団に譲渡・売却できない土地のことである。アチャム郡、ダイレク郡、イーストNo.2郡（現シンドウパールチョク郡）のマジでキパットを持つ者は、渡しのサービスを提供することが要求された。ダイレク郡のカルナリ・ガートでは、一七五〇年にマジのコミュニティがキパットを所有していた (Regmi, 1978, 29-31, 536-537)。

だが、一九五〇年代から始まり急速に拡がった「開発」は、彼／彼女らの生活を大きく変えることになった。鉄筋コンクリート製の永久橋や吊橋、滑車ないしはかご付きの渡し綱（トウイン）が設置されるようになり、多くの主要な渡し場が閉鎖されたのだ。必然的に渡し守は廃業になり、渡しからの収入が途絶えた。また、マラリア根絶計画が進展するにしたがい、山地の人びとが川沿いの土地へ移住する

ようになり、キバット制の廃止（一九六三年）で譲渡・売買が可能になったマジの共有地が、他のカーストや民族に安く買いたたかれ消失した。こうしてマジの多くは土地無し層となり、国有地である河岸に家を建て、ほそぼそとマイナーな渡し場で渡しを続けたり、漁撈、砂金採取、農耕、賃労働などに従事したりして暮らすようになった。

### マジ、ムサハル、ボテ

渡し場に関する史料には、渡し守としてマジの名前のみが挙がるが、ナワルパラシ郡においては他に、ムサハル、ボテという人びとも渡しや漁撈に従事してきた。マジとボテは、マジがインド・アジア語派のマジ語を母語とし、ボテが同じ語派のボテ語を母語とする異なる民族集団であるというのが通説であり、それぞれ別個の民族協会が設立されている（南、二〇〇八a）。

だが、ナワルパラシ郡ピラハル集落に住むボテを名乗るある人は「元はみな自分たちをマジと呼んでいたが、不可触カーストのムサハルがマジと名乗りはじめたので、彼／彼女らと一緒にされたいためにボテと呼ぶようになった」という。これを裏付けるかのように、別の機会に同じ集落のマジを名乗るある人は「我が家では祖父の代まで自分たちをムサハルと呼んでいたが、その後マジと呼ぶようになった。この三者では（カースト的な意味での）上位はボテで、マジ、ムサハルが続く」という。この人の



市民証まで確認していないが、見せてもらった漁業許可証の氏名はマジになっており、郡役所の登録レ  
ベルで改称がなされているようだ。つまり、ここ数十年のあいだに、一部のムサハルがマジを名乗りは  
じめ、それに伴い一部のマジがボテを名乗りだす現象が起きてきたと推測される。

そもそもネパール全体でみると、マジの人口は七万二六一四人であるのに対し、ボテの人口は  
七九六九人に過ぎず（二〇〇一年）、しかもボテはその人口の約七割が隣り合うチトワン郡、ナワルパラ  
シ郡、タナフ郡に集中して分布するという特徴がある。一九九一年と二〇〇一年の国勢調査を比較する  
と、この三つの郡においてボテの人口は顕著に増加しており、私はそれを「この一〇年の間に、ボテ人  
をマジ人とは異なる固有の民族だとする説明や認識が広まり、ボテ人自身がそれを積極的に受け容れは  
じめたためである」と述べた<sup>3</sup>（南、二〇〇八a）。だが、これとは別にこの地域では、ムサハルのマジ化  
というカースト集団から民族集団への改変（不可触カーストからの離脱）という動向が、マジのボテ化を  
誘引したと考えられる。何れにしろ、マジ、ムサハル、ボテという集団の境界は、けっして固定的なも  
のではなく流動的で曖昧なものであることが理解される。

なお、ムサハルはネパール全土で十七万二四三四人（二〇〇一年）の人口を擁する、タライ地域の  
カースト集団である。東部ネパールのシラハ郡、サプタリ郡、モラン郡を主として東部に多く居住  
し、ここでは土工がカーストの伝統的な職業だといわれる。ナワルパラシ郡には、一九九一年の値だ  
が、二五七九人のムサハルが住む。同様に、マジは八二〇人、ボテは一二七一人を数える。

このようにマジ、ムサハル、ボテという漁撈コミュニティは、人口において少数派である上に、伝統的に農耕にあまり従事してこなかったために土地を持たず、渡しの廃業や渡し場管理の代償であったキパツトの消失により、まさに近代化と「開発」の過程で周縁的な立場に追いやられてきた人びとなのである。

## チトワン国立公園

### 国立公園制定前のチトワン

一八四七年から一九五一年まで約一〇〇年間続いたラナ専制時代、ネパール低地部の内タライに位置するチトワン郡ラプティ川以南およびナラヤニ川流域は、ラナ貴族やシャハ王族、外国からの賓客が大型獣の狩猟を楽しむ私有の狩猟地としてその環境が保全されていた。マラリアが跋扈していた内タライは、もとより先住のタルー人を除くと人口が希薄であり、現在のチトワン国立公園にあたる地域にはサラノキを主とする森林と草地および湿地や池沼が拡がっていた。

ここがごく最近まで野生動物の宝庫であったことは、英国国王ジョージV世が一九一一年にネパールを訪問した際、ベンガルトラ三十九頭、インドサイ十八頭、ナマケグマ四頭と数頭のヒョウを狩ったこ

と、さらにこの記録が、英領インド総督リンリスゴウ卿が一九三八年末から一九三九年始めにかけて行った狩猟で、ベンガルトラ一〇頭、インドサイ三十八頭、ヒョウ二十七頭、ナマケグマ十五頭を射止め破られたという史実から窺い知ることができる (Mishra & Jefferys 1991, 19-22)。

一九五一年のラナ専制政治の終焉とネパールの実質的な意味での開国は、内タライの様相を大きく変えることになった。外国の援助によってマラリア撲滅の対策が進み、既に人口増加が著しかった山地部の人びとの移入が奨励され、農地開拓が始まったのである。表1に、チトワン郡とネパール全体の人口変化を示した。これを見ると、チトワン郡の人口は過去五十年の間に十一倍に膨れあがって約四十七万人に達しており、なかでも一九六一年から一九七一年にかけての人口増加は、年平均人口増加率が一〇・五%に達するという爆発的なものであった。

一九六一年、政府はラプティ川以南のインドサイの生息域八〇〇平方キロメートルをチトワン・インドサイ保留地 (reserve) に指定したが、入植は既に保留地内にまで拡がっており、人びとはそこで薪や飼い葉 (家畜の飼料となる木の葉) を採取したり、家畜を放牧したりするなど野生動物の生息環境を劣化させた。密猟と環境の悪化に伴い急速に減少したインドサイを保護するため、政府は武装した監視員によるパトロールを開始する (一九五七年) とともに、一九六四年、二万二〇〇〇人の不法入植者に立ち退きを命じ、別のところに再定住させた (ibid., 2425)。だが、インドサイの減少傾向は止まることがなく、より抜本的な解決策が求められた。

表1 チトワン郡の人口変化

年	チトワン郡 人口	年平均人口 増加率(%)*	ネパール 全人口	年平均人口 増加率(%)
1952/54年	42,724		8,256,625	
1961年	67,882	4.7	9,412,996	1.3
1971年	183,644	10.5	11,555,983	2.1
1981年	259,571	3.5	15,022,839	2.7
1991年	354,488	3.2	18,491,097	2.1
2001年	472,048	2.9	23,151,423	2.3

\* 過去10年の人口増加から年平均の増加率を算出した。  
1952/54年の値は、1951年の値とみなして計算した。

### ネパール最初の国立公園

こうして一九七三年、「国立公園および野生生物保護法一九七三」(以下、国立公園法一九七三)が施行され、ネパール初の国立公園としてロイヤル・チトワン国立公園(以下、チトワン国立公園)が誕生した。同法において国立公園は「自然環境に加えて植物相、動物相、風景を保護、管理、利用するために設定された地域」(定義a.)と定義された。そこには「利用するため」という文言があるが、チトワン国立公園では当初、入園料を払った外国人観光客を除き、原則として地元住民の入域と資源の利用を認めず、野生動物の保留地のような厳格な保護と管理がなされた。とくに一九七五年からは、インドサイ武装監視員に換えてネパール国軍の軍人約八〇〇人を三十七カ所の監視ポストに駐屯させ、密猟および無断入域の対策を強化した。

これに対して地元住民は、国立公園に編入された土地は以前から建築資材のカヤなどを採取してきたところであり、資源の利用は慣習的な権

利だとして公園の開放を求めた。また、野生動物による農作物の被害が増加したことを訴え、政府に補償を求めた。地元住民の要求に応じネパール政府は一九七六年、金銭による補償はしない代わりに、一定の制限のもとで国立公園への入域とそこでの資源の利用を認めることにした。すなわち乾期の二十日間、数ルピーの使用料を払って許可を得た地元住民に国立公園への入域を認め、屋根葺きに用いる草本やカヤ、ロープの材料とする草や樹皮の刈り取り、カヤ場の刈り取り前の火入れを許可したのである。<sup>4)</sup>

一九八五年の冬には、約六万人の地元住民に草刈り取りの許可が出され、十五日間に約二十一万六〇〇〇人日が入域した (Lehmkuhl 2000, 44)。この慣行は期間が徐々に短縮されたものの今日まで続いており、二〇〇八年もマーズグ月（一月）の五〜十四日までの十日間、午前七時から午後四時まで、国立公園は地元住民の草刈り取りに開放された。このようにチトワン国立公園は、保護と管理に重きをおく保留地 (reserve) 的な形態から、地元住民による条件付きの利用も認める保護区 (protected area) 的な形態に変化し、国立公園法一九七三における「利用するため」という定義に近づいてきたのである。

### 保護区政策の転換

国立公園の設立から二十年を経た一九九三年、国立公園法一九七三は、国立公園および保留地の周辺に新たに緩衝地帯 (buffer zone) を設け、保護と利用のバランスをはかるように改正された。同法の改

正条項において緩衝地帯は「地元の人びとが恒常的かつ有益に森林資源を用いる便宜を供するための、国立公園あるいは保留地の周辺地域」(定義e2)と定義された。これは地元住民の理解と彼／彼女らとの良好な関係なくして国立公園の自然は保護できないという人間中心主義に立脚し、国立公園周辺部の住民が利用する自然環境を緩衝地帯として保護・管理するとともに、国立公園から生じる収益の三〇〜五〇%を地元住民のコミュニティ開発のために還元するという政策である。当然のことながら、そこには野生動物の生息域が少しでも拡大することも意図されていた。

ちなみに、国立公園法一九七三の一九九三年改正条項は、同じ年に新たに施行された「森林法一九九三」とその理念を一にする。森林法一九九三の特徴はコミュニティ・フォレストという新たな制度を導入し、コミュニティに森林の保護育成と利用を認めたことにある。ネパールの森林保護政策はこれを機に、住民を森林から排除する従来の形態から、住民参加により森林を保護育成する形態に大きく方向転換したのだが、国立公園における野生生物の保護においても同じような政策転換がはかられたのである。

面積が九三二平方キロメートルあるチトワン国立公園においては、一九九六年、公園の周囲にある農地、森林、草地、集落など七六六平方キロメートルが緩衝地帯に指定され、三十六行政村の三万六一九三戸、二十二万三二六〇人が緩衝地帯の住民になった。地元住民はプログラムの住民側の組織として、緩衝地帯管理評議会、緩衝地帯利用者委員会、コミュニティ・フォレスト利用者グループを



写真1 月に2000ルピーを緩衝地帯利用者委員会に取め、カヤを刈り取って村に戻る女性たち。中州にはマジが操る舟で往復する。

つくり、新制度に対応してきた (Pandel 2003: 5-7)。  
ナワルパラシ郡においてはナラヤニ川に面する  
十五の行政村が、緩衝地帯に属することになり、  
ナラヤニ川の中州の一部がコミュニティ・フォー  
レストとして、規則に依り日常的な飼料刈り取りな  
どに利用できるようになった(写真1)。

### チトワン国立公園の漁撈コミュニティ

#### 漁撈コミュニティと漁業権

チトワン国立公園が制定されても、しばらく  
はマジ、ムサハル、ボテなどの漁撈コミュニティ  
がナラヤニ川で生業として魚を捕り続けること  
は大目に見られていた。というのも、インドサイ

武装監視員や国立公園職員にとつて彼らは、移動の手段である舟を操り、ガイド役も務めてくれる、いわば協力者だったからだ。だが、一九八〇年代に入ると、野生生物の捕獲の禁止が魚類にも適応され、漁撈の取り締まりがはじまるようになる。

ただしこの変更は、例えば絶滅危惧種インドガビアルの餌となる魚類の保護といった明確な方針に基づくものであったとは考えにくい。むしろ、この頃、内タライでかなり頻繁に行われた、国有地の森林などに不法占拠して居住する人びと（スクンバーシー）の住まいや家財を焼き払い追い出す強行措置が、マジ、ムサハル、ボテの集落にも波及したものと推測される。彼らは渡し場に多少の土地を持つ渡し守を除き、乾季はナラヤ二川の中州などで魚を捕りながら居を移し、雨季には増水した川の水がかかるか、かからないかという河岸に集落をつくってきた。そうした河岸の集落の土地は、数十年前から住んできたとしても法的には所有権や使用権がなく、マジ、ムサハル、ボテの多くはスクンバーシーだからである。他方で、ナワルパラシ郡と対岸のチトワン郡を結ぶナラヤ二川の複数の渡し場は、国立公園への住民の入域を阻止するために段階的に閉鎖され、渡し業は廃止に追い込まれた。チトワン国立公園の制定により、渡しからの収入は途絶え、漁撈による収入も次第に閉ざされてきたのである。

一九九三年二月、国立公園当局はスクンバーシーであるが故の追い立てではなく、明らかに漁撈を取り締まる目的と分かる強行措置をとった。ナワルパラシ郡のマジ、ムサハル、ボテの複数の集落において、一斉に漁具や丸木舟を押収ないし破壊し、抵抗する人びとに暴行を加えたのである (Tana



2007: 24)。この事件をきっかけに、漁撈コミュニティははじめて大規模な集会を開き、国立公園当局の蛮行やこれまでネパール国軍から受けてきた暴行や嫌がらせを糾弾し、地元の政治家や役人に窮状を訴えた。さらに、先住民の生存権としての漁業権を要求するため、マジ・ムサル・ボテ福祉サービスクomitee (Maji Musahar Bote kalyan sewa samiti、以下、福祉サービスクomitee) を結成し、非暴力の抵抗運動を開始した<sup>5)</sup>。

福祉サービスクomiteeは、地元の代議士などの力添いを得て、その主張をカトマンズの政界や王宮の秘書官にまで届け、一九九四年にカトマンズの社会福祉評議会 (Social Welfare Council) から漁撈コミュニティ団体としての認可を取りつけた (ibid.: 23-25)。また、同じ年、国立公園当局からチトワン国立公園および緩衝地帯で漁ができる免許を取得した。漁業免許は、漁期が六カ月で漁撈コミュニティの十八歳以上の成人を対象に交付された。だが、それ以後、新たな免許が発行されることはなく、つまり、新たに成人になった若者には免許が交付されず、あくまで一時しのぎの施策であった (Bhatara & Jana 2006)。

### 継続的な漁業権獲得に向けた運動

福祉サービスクomiteeはその後、集落レベルさらに行政村レベルの組織化をすすめて、一九九七年には十六集落の三七〇戸 (ボテが二二九戸、マジとムサルが一四二戸) が加盟者になるまでに拡大した (Jana

2007, 25)。それとともに福祉サービス委員会はその活動目的を、継続的な漁業権の獲得、洪水の危険にさらされたナラヤニ川の河岸集落に代わる再定住地の確保、子弟に教育を受けさせる権利の享受、およびそのためのロビー活動や意識向上プログラムの実施、先住民権運動の推進と定めた。

継続的な漁業権の獲得に向けては、国立公園などの保護地域に暮らす周縁的な人びとを対象に、生存権と資源利用権の獲得に向けた支援を目的に一九九一年に設立されたNGOのCDO (Community Development Organization) と連携した<sup>7)</sup>。CDOの代表であるソマート・ギミレ (以下、ギミレ) によれば、CDOは福祉サービス委員会に対して一九九三年から五年間 (三年の本支援と二年の後方支援) 支援したが、この運動はあくまでマジ自身がはじめたものであり、CDOは後になって協力しただけだと強調する。そして、福祉サービス委員会が、後述するように、漁業権の獲得や再定住地の確保といった他に例がないような成功を収めた要因は、漁撈の禁止と洪水がもたらした生活の危機であると分析する。

さて、福祉サービス委員会とCDOは、一九九九年八月二十日、政党の幹部など地元の有力者たちの後援を留意周到に取りつけ、国立公園事務所の本部があるカサラに向けて約九〇〇人の漁撈コミュニティの人びとが「漁業免許を与える。野生の食用植物を採らせる。ネパール国軍の暴力は中止せよ」と唱えて行進するキャンペーンを実施した。国立公園事務所の長官は、その場で漁期六カ月の漁業免許を発行することを確約し (Jana 2007, 28-29) 、これに伴い、漁撈コミュニティの漁業権が二〇〇〇年にはじめて成文化されることになった。この年「ロイヤル・チトワン国立公園規則一九七四」が改正され、「生活のため

に伝統的に漁業に従事してきた地元のリボテ、グライ、クマールおよびタルーの民族集団は、年間五十ネパール・ルピーを払って漁業許可を取得するものとする」という条項が書き込まれたのである (ibid.)。

だが、見せてもらった数枚の旧漁業許可証は、何れも二〇〇四年に発行されたものであり、規則改正と漁業許可証交付とのあいだには四年のブランクがある。その理由は不明だが、明らかなのは、漁業権が認められたにもかかわらず、この四年間にネパール国軍が五度にわたってマジ、ムサハル、ボテの集落を襲い、漁具と舟の押収や破壊を繰り返したことである。それは、ネパール国軍が彼／彼女らを反政府武装勢力であつたネパール共産党・マオイスト（以下、マオイスト）党員、ないしはそのシンパであると嫌疑をかけていたからだと推測される。マオイスト人民解放軍の急襲と武器略奪から国立公園の監視ポストを守るには、そこにアクセスする主要な手段である、マジ、ムサハル、ボテの舟を壊すことが最も手っ取り早い予防策だつたと思われる。その意味で、この時期のネパール国軍の暴力の背景には、国立公園の野生生物保護の観点とは異なる、マオイストの「人民戦争」（一九九六～二〇〇六年）の影響があつたことは否めない。

### 漁業許可証

それでは、漁業許可証にはどのような項目や条件が記されたのだろうか。ここでは、二〇〇七年にネパールの新政府が発行した新しい漁業許可証（図一）の内容を、二〇〇四年に発行された古い漁業許可証（図

<表面>

ネパール政府 チトワン国立公園事務所 カサラ・チトワン	
ライセンス番号_____	写真
漁業許可証 (Macha marne ijajat patra)	
漁業許可証取得者名_____	
住所_____ 市民証 (nagriкта) 番号_____	
舟の種類_____ 舟番号_____	
許可授与年月日 2064年マンシール月6日 (2007年11月)	

<裏面>

番号	期限		漁業許可授与者の氏名および職位	署名および印	明細
	から	まで			

条件：

- 1) 河川で漁をする際、投網、掬い網および笊のみ使用できる。
- 2) 国立公園域で仮設小屋の設置、夜間の宿泊、夜間の漁をしてはならない。
- 3) リウ川の権利においては、バンカッタ・ガートからバガーイまでのエリアでのみ漁ができる。
- 4) 毎年サウン月 (7月) からチャイト月 (3月) の最終日までのみ漁ができる。
- 5) 漁に出る全ての個人はライセンスを持たなければならない。
- 6) ライセンスを持たない個人の漁を止める責任は、ライセンスを持つボテ、マジ、ムサハルおよび公園職員全員に与えられる。
- 7) 許可を取得し漁に出かける者は全て、公園職員の命令に従うとともに、警備において必要とされる援助を提供しなければならない。

図1 新漁業許可証 (2007年発行)

<表面>

国王陛下政府 ロイヤル・チトワン国立公園事務所 カサラ・チトワン 漁業許可証 (Macha marne ijjat patra)		写真
漁業許可証取得者名	_____	
住所	_____	
舟の種類	_____	舟番号 _____
許可授与者名および署名	_____	職位 _____
年月日	2061年マンシール月 25日 (2004年 11月)	

<裏面>

条件:
1) 河川で漁をする際、投網のみ使用できる。
2) 国立公園域で夜間の宿泊、夜間の漁をしてはならない。
3) リウ川の権利においては、バンカッタ・ガートからバガイーまでのエリアでのみ漁ができる。
4) ナライニ川の流域でのみ漁ができる。内水の池沼で漁をしてはならない。
5) 許可証発行に 50 ルピーを必要とする。
6) 許可期限 2061 (2004) 年の <u>カーティック (10月)</u> 月から 2061 (2004) 年の <u>チャイト (3月)</u> 月までのみである。
7) バイサーク (4月) 月からバドウ (8月) 月までは、魚の産卵期になるので禁漁とする。
8) 公園職員の命令に従うとともに、必要とされる援助を提供しなければならない。

図2 旧漁業許可証 (2004年発行)

2)と比較しながら見てみたい。まず表面では、国民主権を謳った下院宣言(二〇〇六年五月)に従い、国王陛下政府がネパール政府に、ロイヤル・チトワン国立公園がチトワン国立公園に変わったことに気づく。裏面では、同じ許可証で継続して許可が更新できるように、四年分の空欄の升目が配された。ここからは新漁業許可証が一時しのぎの免許ではないという意思が見て取れる。

条件を見ると、投網しか許されていなかった漁法に、新たに掬い網と笊が加わった。もつとも、かつては今も彼らの主な漁法は禁じられている刺し網漁であり、しかも禁じられ

ている夜間の漁である。刺し網漁は丸木舟を使って川に垂直に長さ五十〜一〇〇メートル、幅一メートル弱の刺し網を張り、ある程度の距離を流してから引き上げる漁法であり、これでなければ体長三〜四十センチメートル、重さ〇・五〜一キログラムほどの大きな魚は獲れないといわれる（写真2）。一日に二〜三キログラムの漁獲を得て、それを近隣の街で一キログラムにつき一五〇ルピー（約三〇〇円）で売るのが、彼らの主な収入なのだ。刺し網は意外にも、人目を憚ることなく集落のそこかしこに干されており、それほど厳しい監視があるようではない。

漁期はサウン月（七月）からチャイト月（三月）の最終日までの九カ月と定められ、書かれてはいないが、逆に四月から六月までの三カ月が禁漁期であることが分かる。旧漁業許可証では、十月から三月までの六カ月が漁期で、四月から八月までの五カ月が禁漁期、九月は何れでもないという不思議な書き方になっていたが、何れにしる運動が実を結び、漁期が九カ月に延長されたのである。

さらに、旧漁業許可証にはあるが新漁業許可証にはない項目は、池沼での漁業禁止と許可証発行の代金である。新漁業許可証の発行に要する費用は、九カ月で一五〇ルピーだと教わったが、再確認できていない。他方で、新漁業許可証に新たに盛り込まれた項目は「ライセンスを持つボテ、マジ、ムサハル」という名を挙げて、取り締まりの権限が与えられていることだ。伝統的に漁撈に従事してきた先住の人びととして、この三者を漁撈コミュニティと認定し、漁業権を付与したことになるが、逆にいえば、先に述べた「ロイヤル・チトワン国立公園規則一九七四」の二〇〇〇年改正条項に明記された「ダライ、



写真2 丸木舟に乗って刺し網を川に流す。対岸はナラヤニ川の中州にあたる。

クマールおよびタルーの民族集団」は、漁業権を与える対象から外されたと考えられる。

### 再定住地を求める運動と展望

#### 新居住地

福祉サービス委員会の第二の目的は、洪水の危険にさらされたナラヤニ川の河岸集落に代わる安全な再定住地を確保し、国有地の不法占拠状態を脱することであった。人びとの記憶に残るナラヤニ川の洪水は、一九六〇年、一九九三年<sup>9)</sup>、一九九九年、二〇〇一年、そして二〇〇六年にナワルパラシ郡を襲った。集落が浸水するたびに人びとは、より高台にある校庭や森林に一時的に避難し、水が引くと集

落を再建してきた。しかし、二〇〇六年の雨季に避難したラジャハル行政村ピプラハル集落とピタウリ行政村ラウガイカ集落の人びとは、避難先に踏みとどまって土地を占拠し、郡政府にその土地を再定住地として提供するよう要求した。郡役所へのデモ行進、東西幹線道路の交通遮断といった実力行使によって、二〇〇六年暮れには、占拠したディビヤプリ行政村の疎林地に再定住することが許可された。

この新居住地 (Maya badi) は国有地であり、一九八〇年頃までネパール再定住公社 (Nepal Purnarvas Company) のナワルプル事務所とその関連施設が置かれていた土地で、プナルバスとも呼ばれる<sup>10)</sup>。ここに、ピプラハル集落から避難した五十八戸とラウガイカ集落から避難した六十六戸の計一二四戸が暮らしはじめた。その人口構成は、表2に示すように、この運動の主体となったマジ、ムサハル、ボテが九十四戸(約七六%)と大多数を占め、とくにマジが七十八戸と多い。各戸は〇・五カタ(一・七アール)の土地を提供され、同じサイズ、形の家を自分たちで建てた。Action AID Nepalという英国に本部を置くNGOの資金援助で、コミュニティ・フォレストから柱とする材木を購入し、トタン屋根は別のNGOから提供された(写真3)。

近くの街ラジャハルの人びとから新居住地は、その衛生状態の悪さを皮肉ってスندگانリ・バザール(美しい街)、あるいはマオイストの青年組織メンバーが多く住むと見なされて、YCLガウン (Young Communist League 村) と陰で呼ばれている。福祉サービス委員会は何れの政党の下部組織でもなく、マオイスト支持を表明してもいない。しかし、福祉サービス委員会の会長は、二〇〇八年四月の制憲議会



表2 新居住地の人口構成 (2008年)

民族/カースト (伝統的職業)	戸数	%
マジ	78	62.9
ムサハル (土工)	8	6.5
ボテ	8	6.5
小計	94	75.8
ヴィシュワカルマ (鍛冶師)	9	7.3
タルー	6	4.8
パリアル (仕立師・楽師)	6	4.8
ネワール	2	1.6
ネパリー (皮細工師)	2	1.6
パフン (司祭)	2	1.6
ライ	1	0.8
タマン	1	0.8
ミヤ (イスラーム教徒)	1	0.8
小計	30	24.2
合計	124	100

選挙において、新居住地の多くの住民がマオイストに投票したことを認める。社会的政治的に抑圧されてきた人びとの解放を説く左翼政党の後ろ盾が、再定住地獲得運動の過程に有形無形にあったこと、そして彼らの多くが左翼政党を支持してきたことは想像に難くない。

同じ意味で、新居住地のなかに唯一一つの宗教施設としてキリスト教会が建てられていることは注目できる。住民の何割くらいがクリスチャンであるかは不明で、また休日の土曜日に開かれる礼拝も観察していない。だが、ネパールにおけるキリスト教への改宗は、神の下の平等と解放の神学の考え方をベ-

スに、社会的に抑圧されてきた人びとのあいだに急速に浸透しており、新居住地の住民も例外ではないと思われる。

#### 初等教育の完全無償化

福祉サービス委員会の取り組みで成功した事案の第三は、マジ、ムサハル、ボテの子弟に対する五年生までの初等教育の完全無償化の実現である。学校は施設費として入学金数十ルピーを全生徒から徴収しているが、児童を動員した集会によって行政村に対して予算措置を求め、地方自治法

に規定された「先住民および恵まれない集団のための基金」をこれに充てさせた (Jama 2007: 38-39)。そうした学校には、福祉サービス委員会を支援するNGOが、トイレ建設、施設維持費、ノートや鉛筆の配布なども実施しており、マジ、ムサハル、ボテの子弟が通う学校は他校に比べて有利な状況にまで変わった。

### 運動の拡がりと展望

このように、福祉サービス委員会の運動は、他に例を見ないほどの成功を収めているが、ここで先に述べたCDO代表ギミレの「この運動はあくまでマジ自身が始めたものであり、CDOは後になって協力しただけだ」という発言を想起したい。福祉サービス委員会の創始者の一人で、初代会長であるアマル・バハドゥール・マジ(以下、アマル)の経験を総合すると、CDOのこの運動に対する貢献は決して小さくなかったと思われる。なぜなら、学校に行っておらず、識字学級で文字を覚えたというアマルを、バングラデシユ(二十三日滞在)やインドのパトナ(一ヵ月滞在)の漁業権をめぐる運動を展開している漁撈コミュニティのところへ導き、運動の手法を学ばせたのはCDOだからである。それでもなお、ギミレが謙虚な物言いをするのは、福祉サービス委員会が別のNGOと衝突したことが背景としてであろう。

ジャナによれば、二〇〇四年、福祉サービス委員会は彼／彼女らを支援していた地元ナワルパラシ郡



写真3 同じサイズ、形の家が並ぶ新居住地。壁はアシに泥を塗り固めたものである。

のNGOのサハマティ (Sahamati) と、活動のあり方をめぐって対立した。福祉サービス委員会の会長は「私たちはNGOのクライアントになりさがることに異議を唱える。私たちは同等のパートナーとして活動したい。サハマティは私たちに相談することなく、外部資金に応募し、合意書に署名し、プロジェクトを開始した」と抗議した (Yana 2007, 41-43)。

つまり、福祉サービス委員会は、NGOから与えられたプロジェクトと予算を実行に移すだけの従属的な関係を拒否したのである。問題は、開発のプロである国内NGOから独立して歩み出した福祉サービス委員会が、独自に組織を束ね、運動を実りあるものに発展させていくことができるかにある。幸いなことに、Action AID Nepalという英国に本部を置くNGOは、開発NGOを介さず、

福祉サービス委員会へ直接支援することを表明し、その支援は現在も続いている。活動のほうは、国内NGOとの連携を解消した前後でより詳細な比較が必要であるし、今後の推移を見守らなければならぬが、その一端は垣間見ることができた。

二〇〇八年十二月二十二日、カワソテイにある飲料水事務所のホールにおいて、福祉サービス委員会が主催する討論会が開催され、私も同席したのである。討論会の主要な目的は、現在、制憲議会において議論されている新憲法に、マジ、ムサハル、ボテに特別の配慮が必要だという文言を盛り込ませることであつた。約一二〇人の聴衆が集まつたその会には、主要な政党の郡幹部がそろつて参集して演説し、口々に支援を約束した。新憲法に個別の民族、カースト名が盛り込まれるとは想定できないが、郡トツプクラスの有力者を招く政治力が福祉サービス委員会にあることは確かである。

演説の中でマオイストの幹部は「我が党はこれをあげる、あれをあげるとは言いません。でも、心配しないでください。私たちはみなさんに権利をあげます」と声を張り上げたが、福祉サービス委員会が行つてきた運動はまさに権利の主張と獲得であつた。そのなかには漁業権のように新たに制定された規則もあるが、彼／彼女らが得てきた権利の多くは、既存の法律や規則に書かれていながら、黙っているあいだは実現を見なかつたものだ。福祉サービス委員会は、集会やデモ行進、役所の取り囲み、幹線道路封鎖、カトマンズでのアピールといった非暴力の運動が、法律や規則を行政に遵守させるのに、いかに効果的な手段であるかを経験によつて学んだといえる。

他方で、福祉サービス委員会とサハマティの対立は、権利の主張と論理や運動の手法を教示した「NGO」が、まさにその教えによって、逆に異議を唱えられた転機となる出来事として注目できる。これを機に福祉サービス委員会は、国内の開発NGOから少し距離を置き、独自に国際的なNGOとの関係を維持しつつ、行政や政党と交渉を重ねてきた。つまり、ここでは開発NGOの多くが到達点として掲げるが、なかなか達成できない「コミュニティの自立や自助」の端緒と呼べるようなものが、自己決定できる主体が確立されてきたという点において、形を成してきたと考えられるのである。それは彼／彼女らが二〇〇六年の洪水後、その避難先として未だ一人の不法占拠者（スクンバーシー）も立ち入らなかつた、ネパール再定住公社の跡地というこの問題の本丸（聖域）を選んで占拠した慧眼と、そうして再定住地の獲得に成功した事実からも傍証されよう。すなわち、そこにはネパール再定住公社は真に再定住地を必要としている人びとにそれを提供してこなかつたという批判が込められている。

定松（二〇〇二）は、ネパールにおけるカマイヤ（債務奴隷）の解放運動とNGOの役割を詳述した著書において、カマイヤが解放されるに至った転機は、カマイヤたち自身が債務の取り消しと最低賃金の保障を求めた請願書を提出したことにあり、それは「この問題は自分たちが解決するしかない」と当事者が意識したことに始まるという。ナワルパラシ郡のマジ、ムサハル、ポテの人びとも、先ず彼／彼女ら自身が、ギミレが言う「漁撈の禁止と洪水がもたらした生活の危機」に呼応して、生存権あるいは生活権を求める運動を始めたことが、この一連の運動が他に例を見ないような成功を取った要因である

う。さらに、一九九〇年の民主化とマオイストの人民戦争（一九九六～二〇〇六年）を経て、周縁的なマイノリティがさまざまな権利を主張できるようになった時代背景（南、二〇〇八b）が、この運動を後押ししてきたと考えられる。

福祉サービスクomiteeが開始した保護区における権利獲得の運動はその後、先述のCDOの精力的な活動によって横に拡がり、他の保護区の周縁的なコミュニティにおいても見られるようになった。CDOのニューズレター（CDO 2007）によると、二〇〇七年三月には、保護区の制定によって生活が脅かされているコミュニティがカトマンズに一堂に会し、各地の現状と運動の進展、共闘の戦略を話し合う初の全国会議が開かれた。参加した福祉サービスクomiteeを含むコミュニティの代表や彼／彼女らを支援するNGO、諸団体は、保護区住民権利連合（Protected Areas People's Right Federation）という上位団体を設立し、会議後、六項目の共同声明（要求）を発表した。

その第一項目に挙げられたのは、現在の国立公園法一九七三とそれに基づく規則を無効とし、地域コミュニティや他の利害関係者の積極的かつ直接の参加によって新たな法を構築する、という急進的な要求であった。だが、新たな法律でもその改定でもなく、既存の法律や規則を行政に遵守させることで現状を打開するという、弱者の戦略とでも呼べるような機知が有効なことは、これまでのNGOなどの運動において明らかになってきたことであり（例えば、定松、二〇〇二）、本稿で紹介した事例からも再確認できることであった。ナワルパラシ郡の福祉サービスクomiteeが起こした国立公園における住民の生活

権獲得運動は、他地域に大きなインパクトをもたらしているが、それだけに運動のプロセスや抵抗の機知を含む、より緻密な検証と分析が課題として残されている。

【参考文献】

- 秋道智彌編、二〇〇七『水と世界遺産——景観・環境・暮らしをめぐる』小学館
- 真実一美、二〇〇一『開発と環境——インド先住民 もう一つの選択肢を求めて』世界思想社
- 南真木人、一九九一『ネパールの内タライ入植小史——ナワルパラシ郡ナワルブルの事例から』『族』十六号、筑波大学歴史・人類学系民族学教室、三八―五〇頁
- 、二〇〇八a『マジとボテ——「川の民」と呼ばれる先住民』綾部恒雄監修、金基淑編『講座世界の先住民族3——南アジア』明石書店、二七九―二九七頁
- 、二〇〇八b『ネパールの社会運動と留保制度の開始』『人権と部落問題』七六九号、部落問題研究所、三〇―三八頁
- 酒井治孝、一九九七『自然災害——一九九三年七月集中豪雨災害の例』酒井治孝編『ヒマラヤの自然誌』東海大学出版会、一八一―二〇九頁
- 定松栄一、二〇〇二『開発援助か社会運動か』ロンドンズ
- Bhatnari, A. & S. Jana "Grassroots Organization Engaging Conservation Agency in Nepal: A Case Study of Indigenous Fishing Communities' Struggle for Right to Fishing in South-Central Nepal." *Civil Society Organizations Case Studies*. 2006. ([http://www.odi.org.uk/RAPID/project/PPA0104/natural\\_resources](http://www.odi.org.uk/RAPID/project/PPA0104/natural_resources).)
- CDO *People and Protected Areas: Newsletter of Community Development Organization* 1 (2), 2007.
- Ghimire, K. *Forest or Farm?: The Politics of Poverty and Land Hunger in Nepal*. Delhi: Oxford University Press, 1992.
- Jana, S. *Working towards Environmental Justice: An Indigenous Fishing Minority's Movement in Chitwan National Park, Nepal*

- (Talking Points 3/07). Kathmandu: ICIMOD, 2007.
- Lehmkühli, J.F. "The Organization and Human Use of Terai Riverine Grasslands in the Royal Chitwan National Park, Nepal," In Richard, C. et al. eds. *Grassland Ecology and Management in Protected Areas of Nepal Vol. 2*, pp. 37-49, Kathmandu: ICIMOD, 2000.
- Mishra, H.R. & M. Jefferies *Royal Chitwan National Park: Wildlife Heritage of Nepal*. Seattle: The Mountaineers, 1991.
- Pandel, N.S. "Buffer Zone Management in Royal Chitwan National Park: Understanding the Micro Politics," *Proceeding of Fifth International SAMP44 Conference*, 2003. (<http://www.sampaa.org/PDF/ch/1.5.pdf>)
- Regmi, M.C. *A Study in Nepali Economic History*. Delhi: Adroit Publishers, 1972 (1999).
- *Land Tenure and Taxation in Nepal*. Kathmandu: Raha Pustak Bhandar, 1978.
- *Imperial Gorkha: An Account of Gorkhali Rule in Kumaon (1791-1815)*. Delhi: Adroit Publishers, 1999.
- Strade, S. & F. Helles "Park-People Conflict Resolution in Royal Chitwan National Park, Nepal: Buying Time at High Cost?" *Environmental Conservation* 27(4): 368-381, 2000.
- Thanjju, R.P. "Advantages of Hydro Generation: Resettlement of Indigenous Bote (Fisherman) Families: A Case Study of Kali Gandaki "A" Hydroelectric Project of Nepal," *International Congerence on Small Hydropower: Hydro Sri Lanka, 22-24 October 2007*. (<http://www.iitrnet.in/departments/AH/uploads/File/International%20conference%20on%20SHP%20Kandy%20Sri Lanka%20All%20Details/Papers/Environments%20Aspects-B/B16.pdf>)
- West, P., Igoe, J., & D. Brockington "Parks and People: The Social Impact of Protected Areas," *Annual Review of Anthropology* 35: 251-277, 2006. <http://www.CDO.org.mp/index.php>

## 【注】

(一) 水と世界遺産に関する研究は秋道(二〇〇七)を参照してほしい。世界各地の保護区における社会的問題を取



り上げた人類学的な研究は、ウエスト他 (West et al. 2006) が概説している。漁撈コミュニティは保護区の制定の他にも、ダム建設によって立ち退きや生業の転換を余儀なくされているが、ネパールのポテ人の事例はタンジュ (Thanju 2007) に詳しい。

(2) 一九八〇年代後半に同郡で調査したギミレは、渡しと漁撈に従事するのは、ポテとピン (Bin) あるいはマツラー (Mallaha) であると報告している (Ghimire 1992: 162)。マツラーは中西部のコシ川に住む漁撈カーリストとして知られるが、ナワルパラシ郡にも一〇四四人居住し (一九九一年)、マジ・ムサハル・ポテ福祉サーピス委員会のスタッフ十四人のなかに一人マツラーが加わっている。ピンという名称は真間にして聞かなかった。

(3) 中部ネパールのカブレ・パラシ郡パチュワル・ガートのあるマジは「マジのタール (氏族) のなかにポテル・マジというのがあるが、そこから派生してポテという自称が生まれた。ポテも元はマジなのだ」という。多数派のマジのなかには、このように少数派のポテをマジと異なる集団とは認めない人が少なくない。ナワルパラシ郡北部の山地に住む自称マジは、他称としてポテと呼ばれるが、それを蔑称だと考えている。マジ語とポテ語の近縁や系統が言語学的に詳しく研究されていない現時点では、彼／彼女ら自身の名乗りを尊重するしかない (南、二〇〇八 a)。

(4) 刈り取りが許可されているのは、屋根葺き材の草本 (ネパール語名 *stā*、サトウキビ属の *Saccharum spontaneum*、ナガヤ *Imperata cylindrica*)、屋根葺き材のカヤ (同 *khada*、サトウキビ属の *Saccharum naranga*、メガルヤ属 *Themeda* spp.、ダンチク属 *Arundo* spp.、ガヤ属の *Typha elephantina*、セイタカヨシ *Phragmites karikā*、カヤツリグサ属 *Cyperus* spp.)、ロープ材の樹皮 (同 *Simdu*、ヤンバルコト属の *Helicteres isora*)、ロープ材の草本 (同 *Bahyo*、*Eulaliopsis bintala*) のみであるが、許可されていない薪も広く採取されている (Strade & Helles 2000: 372)。ストラードとヘルス (Strade & Helles 2000) は、チトワン国立公園における草刈り取りプログラムは、公園と人間のコンフリクトを解決する一つのモデルとして国際的に評価されているとし、その資源別の刈り取り状況と環境に対する影響、より望ましいプログラムを提案している。また、別の研究者は、火入れは野生草食動物のキャリアング・キャパシティを向上させ、ひいては農作物の被害を減らすことに貢献していると分析している (Lehmkuhl 2000: 46)。

- (5) マジ・ムサハル・ボテ福祉サービス委員会の祖型とも呼べる運動と組織化は、民主化（一九九〇年）以前の一九八三年にさかのぼる。だが、この時は地元エリートの圧力により、団体としての登録を断念した（Jana 2007: 23）。
- (6) 詳細は不明だが、二、三十年前には濡れてもよい黄銅製の漁業免許プレートが発行されたこともあるようで、漁業免許の発行はこれからはじめてというわけではない。過去にも一時しのぎの対策がとられたようだ。
- (7) CDOがマジ・ムサハル・ボテ福祉サービス委員会の支援団体であったことを教示し、ソマート・ギミレ氏を紹介してくれたのは京都大学の藤倉達郎氏である。記して感謝する。
- (8) 便宜上、サウン月（七月）とするが、ネパールのビクラム暦では西暦の七月十五日くらいから八月十五日くらいがサウン月にあたる。また新年は四月十五日くらいから始まるバイサーク月なので、ビクラム暦の二〇六六年とは西暦の二〇〇九年四月から二〇一〇年三月に相当する。
- (9) 一九九三年七月の集中豪雨は「死者一四六〇人、行方不明七〇〇人以上、被災者総数約五十万人、全半壊家屋三万九〇〇軒、被害総額約十億円という未曾有の災害」（酒井、一九九七：一八七）であった。
- (10) 新居住地はこの他に、アギヤウリ行政村セルガンジ（四十六戸）、コルワ行政村シビル（五十戸）、タムサリヤ行政村チョルマラ（二二五戸）、アルン・コーラ行政村ナヤ・ベラミ（二十一戸）の四カ所につくられた。二〇〇六年の洪水は、合わせて五六六戸の洪水避難民（badi pitu）をうんだのである。ネパール再定住公社（英語で Nepal Resettlement Company）は、その後 Rural Housing and Settlement Development Company に改められた。再定住計画に適したフロンティアの土地がほとんどなくなったことが改称の理由である。公社が主導したナワルブルの再定住計画は、南（一九九一）を参照。